

平成 29 年 度

川口市いじめから子どもを守る委員会

活 動 状 況 報 告 書

(平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月)

平成 30 年 7 月

川口市いじめから子どもを守る委員会

# 目 次

1	いじめから子どもを守る委員会概要	1
(1)	設置の経緯	1
(2)	所掌事務	1
(3)	委員(3人/任期2年)	1
(4)	委員による面接相談	1
(5)	定例会	1
(6)	調査・調整	1
2	活動について	2
(1)	活動状況	2
(2)	啓発・研修	2
(3)	周知・広報	2
3	相談ケースと対応状況	3
(1)	校種および学年	3
(2)	受付種別	3
(3)	調整活動	3
(4)	いじめを受けた子どもの性別	3
(5)	いじめの発生場所	3
(6)	いじめに関わった子ども(重複あり)	3
(7)	いじめの態様(重複あり)	3
(8)	相談者(重複あり)	3
4	面接相談の内容と対応結果の概要	4
5	面接相談に至らなかったケースへの対応	10
6	相談内容から見えてきた課題と今後の対応	11
7	一年を振り返って	12

## 参考資料

- (1) 川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例
- (2) 川口市いじめから子どもを守る委員会規則

# 1 いじめから子どもを守る委員会の概要

## (1) 設置の経緯

子どもが将来に明るい希望を持って生活し、学び、健やかに成長できるまちの実現のため、いじめの防止・早期発見・対応に関する市及び学校の責務、保護者・子ども関連団体・関係機関等並びに市民の役割を明らかにし、いじめの防止等に関する施策の基本的事項及び組織について必要な事項を定める「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例」が平成29年4月1日に施行された。

同条例に基づく新たな取り組みとして、市立学校各校に、学校全体でいじめの防止に取り組むための中心的な役割を担う「いじめ対応教員」を任命した。また、いじめの相談に対応するための「川口市いじめから子どもを守る委員会」を設置し、同年5月より相談業務を開始した。

## (2) 所掌事務（条例第16条）

- ・いじめ（いじめの疑いがある場合を含む）に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- ・いじめに関する救済の申立てに基づき、いじめの事実の有無の調査、調整、勧告または是正の要請を行うこと。
- ・市長に対し、いじめの再発防止及びいじめの問題の解決を図るための方策の提言等を行うこと。

## (3) 委員（3人／任期2年）

角 南 和 子 （弁護士 ※委員長）  
並 木 茂 夫 （教育関係者）  
星 野 崇 啓 （小児科・児童精神科医）

## (4) 委員による面接相談（要電話予約）

相 談 日 … 第1～3木曜日午後（月により変動あり）

予 約 電 話 … 048-258-4093

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8時30分～17時15分

## (5) 定例会

相談ケースの共有、意見交換、今後の対応等に関する委員会としての意思統一を図るため、毎月1回開催。

## (6) 調査・調整

救済申立て等に基づき、いじめの事実の有無に関する調査を実施し、必要に応じ、いじめの防止等のための調整を行う。

## 2 活動について

### (1) 活動状況

月	内 容	件数	月	内 容	件数
4	委嘱式・定例会	1	10	相談業務 定例会	1 1
5	相談業務 定例会	4 1	11	相談業務 定例会	2 1
6	相談業務 定例会	1 1	12	相談業務 定例会	3 1
7	相談業務 定例会	2 1	H30 1	相談業務 定例会	2 1
8	相談業務 調査・調整活動 調査・調整後の報告 定例会	5 1 1 1	2	相談業務 調査・調整活動 調査・調整活動の報告 定例会	4 1 1 1
9	相談業務 調査・調整活動 調査・調整後の報告 定例会	6 1 2 1	3	定例会	1

### (2) 啓発・研修

#### ○ 委員による講演

平成29年度第2回川口市非行防止対策協議会（学校教育部主催）

11月10日（金） 青木東公民館

演 題：「いじめ対応と学校の安全配慮義務」

講 師：角南 和子 委員長

対象者：市立中学校長、市立小学校長、機関・団体関係者（PTA連合会、保護司会、民生児童委員協議会）他

### (3) 周知・広報

- ・市立学校長会議、連合町会長会議、町会役員合同会議での周知
- ・新聞各紙（記者懇談会4月）
- ・広報かわぐち…特集記事（5月号）、相談窓口ページ（毎号）
- ・ホームページ
- ・チラシ配布…市内小・中学校・高校（県立・市立）、特別支援学校、青少年団体、放課後児童クラブ、地域スポーツクラブ
- ・男女共同参画啓発誌「カラフル」（市民生活部発行）

### 3 相談ケースと対応状況

#### (1) 校種および学年

校種	ケース数						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学校	3	1	2	0	3	2	11
中学校	3	7	2				12
高校	0	0	0				0
その他	1						1
							24

#### (2) 受付種別

電話	来庁	計
22	2	24

- 【内訳】 ・電話等で終了 8ケース  
 ・委員面談実施 16ケース（延べ30回対応）

#### (3) 調整活動

内容	ケース数	対応数
学校訪問	2	3

#### (4) いじめを受けた子どもの性別

性別	小学校	中学校	高校	その他
男子	5	11	0	1
女子	6	1	0	0

#### (5) いじめの発生場所

学校	地域スポーツクラブ	放課後児童クラブ	塾	インターネット	その他
22	0	1	0	1	0

#### (6) いじめに関わった子ども（重複あり）

同級生	上級生	下級生	その他
34	15	0	4

#### (7) いじめの態様（重複あり）

暴力	暴言・悪口	無視・仲間はずれ	インターネット	その他
10	11	3	1	9

#### (8) 相談者（重複あり）

本人	父	母	親族	友達	先生	近隣知人	匿名	その他
2	3	20	0	0	0	0	0	1

#### 4 面接相談の内容と対応結果の概要

所属	関連団体	性別	女子	発生場所	関連団体施設内	関わった子ども	上級生
<p>1 相談内容 施設内において上級生から暴力を受けていて、施設に行くことを怖がっている。今現在解決はしているが、施設運営者として、今後の再発防止や保護者間の調整についてアドバイスを頂きたい。</p> <p>2 対応 三者面談をして謝罪の場を設けたことで終結はしたが、子ども自身の心のケアも含めて、今後の課題についてアドバイスを行った。</p>							

所属	小学校	性別	男子	発生場所	学校内	関わった子ども	上級生
<p>1 相談内容 通学班で登校中、上級生数人から暴力や暴言等のいじめを受けていた。そのことにより怖くて外に出られなくなったり、体調を崩してしまった。</p> <p>2 対応 子どもが体調不良を起こしているので、心のケアをきちんとすることや、その他学校に伝えてお願いすること等、具体的にアドバイスを行った。</p>							

所属	小学校	性別	男子	発生場所	学校内	関わった子ども	同級生・その他
<p>1 相談内容 低学年の時に発達障がいと診断され治療を受けているが、いじめにあったこともあり今は不登校になっている。自宅でスマートホン内のゲームにはまりトラブルもある。</p> <p>2 対応 スマートホンについては解約をすすめた。今後については、専門の相談機関に相談することを勧めた。</p> <p>子育て相談課に繋ぎ、相談予約を入れた。</p>							

所属	中学校	性別	男子	発生場所	学校内	関わった子ども	同級生
<p>1 相談内容 同級生に校内で暴力を振るわれ、倒れたところに馬乗りになられた体験をきっかけに不登校となった。</p> <p>2 対応 子ども本人が登校を望んでいるかを確認できれば、登校に向けての学校との調整もありえたが、子どもとの面談は実現しなかった。一方で、子どもは不登校状態の中で少しずつ元気を取り戻し、進学先も自ら決めたことから、母親の要望はあったものの、学校への調整活動には至らなかった。</p>							

所属	小学校	性別	男子	発生場所	学校内	関わった子ども	同級生
<p>1 相談内容 中学年の頃より、同級生数人から暴言や暴力を受けている。今はクラス替えにより別のクラスになったことで学校には行っている。</p> <p>2 対応 クラスや担任が替わったことで子ども自身は落ち着いてきている。母親は子どもを学区外の中学校に進学させたいと希望しているが、子ども本人はどう思っているのかは分からなかった。学区外でもリスクがあることを伝え、担任と相談することを勧めた。</p>							

所属	中学校	性別	男子	発生場所	学校内	関わった子ども	上級生
<p>1 相談内容 部活動のミーティングにおいて、顧問の指示で発言させられたことをきっかけに上級生から悪口や無視をされ、部活動に行きづらくなっている。</p> <p>2 対応 母親による相談の後、子ども本人から直接話を聞いたところ、部活動顧問による不適切な指導があり、上級生の態度はそこに原因があると見受けられた。また、本人が部活動顧問の自分に対する言動に深く傷ついていることも分かったので、学校との調整を行った。2回による調整の後、顧問の本人に対する態度にも変化があり、その他の教員によって本人が部活動を辞めずにすみ、部活動を続けられることとなった。</p>							

所属	小学校	性別	女子	発生場所	学校内	関わった子ども	同級生
<p>1 相談内容</p> <p>住まいが近所で、通学班やクラスも同じであるため、学校や自宅に戻ってからも執拗につきまとい、物が壊されたり暴言や暴力があり、怖がるようになった。</p> <p>2 対応</p> <p>母親は担任や校長とはよく話をしている、校長の対応もよく、その中で子ども自身が良い方向に変わってきているので、相談に見えたときには解決に向かっていった。今後も担任にはきちんと情報を伝え、一緒に見守ってもらうようお願いしていくことで終結した。</p>							

所属	中学校	性別	男子	発生場所	学校内	関わった子ども	同級生・上級生
<p>1 相談内容</p> <p>クラスと同級生や部活の先輩から暴言や仲間はずれをされ、体調を崩し一時期不登校となる。校内に居場所がなく、フラフラ出歩いたり相談室に行ったりしている。</p> <p>2 対応</p> <p>学区外の中学校に通っており、友達関係が一変したこともあるので、母親から通っていた小学校に連絡を取り、再度中学校に情報提供することで、今以上に子どもを理解しサポートしてもらえるようにする。また、子どもの特性を他の保護者に知ってもらうのも理解に繋がる等アドバイスをし終結した。</p>							

所属	中学校	性別	男子	発生場所	学校内	関わった子ども	同級生
<p>1 相談内容</p> <p>入学後、部活内で先輩や同級生から暴言や暴力を受ける。部活を変えたが、そこでも他の子からいじめを受ける。その後不登校になる。</p> <p>2 対応</p> <p>体調を崩し、定期的に通院して行く中で、少しずつ元気を取り戻しているが、子ども本人は学校には戻りたくないとの意志が強く、母親もフリースクールへの転入を考えているとの事であったので、学校への調整活動には至らなかった。</p>							



所属	中学校	性別	男子	発生場所	学校内	関わった子ども	同級生
<p>1 相談内容 授業中でもクラスがうるさくて勉強ができない等の理由から、不登校になった。</p> <p>2 対応 外国の方で、両親は日本語がほとんど話せず、学校や子どもとのコミュニケーションが取り難い環境にある。子ども本人からも話を聞いたが、不登校の理由ははっきりしなかった。友達はおり、いじめではないため他機関を紹介した。</p> <p>教育研究所芝園分室 教育相談室</p>							

所属	中学校	性別	男子	発生場所	学校内	関わった子ども	同級生、上級生
<p>1 相談内容 小学校時、地元のクラブでの大人による加害行為で精神的に大きく傷ついており、中学に入って部活動での悪口や同級生女子からも悪口を言われるなどもきっかけとなり、飛び降りをして入院していたが退院したので、今後、学校に安心して登校できるようにしたい。</p> <p>2 対応 保護者による経過説明の中で、学校の管理職の交代があり、以前と異なり学校が親子の話をしっかり聞き、登校できるように同級生の謝罪を検討するなどの対応へと変化があり、相談時現在では学校と保護者が日々連絡を取れているとの事であったので、学校との調整活動までには至らなかった。本人の精神的傷つきの大本になっている小学校時の被害についての対応（精神科受診も含めて）の必要性について助言をした。</p>							

所属	小学校	性別	女子	発生場所	学校内	関わった子ども	同級生
<p>1 相談内容 クラスの同級生数人から無視をされ、仲直りすることなく絶縁状態である。担任の対応や行動に怖さを感じ、泣きながら学校に行ったり休んだりする。体調を崩し通院をしている。</p> <p>2 対応 母親からの相談の中で、いじめ解決以外に担任の対応の悪さや、何より本人が担任の言動に怖さを感じてしまっていて、体調を崩してしまっている。母親はいろいろと外部へ働きかけたり、他機関にも相談をしている。その結果、校長からの働きかけがあり、少しずつだが子どもも元気になり、今は安心して学校に通っている。母親からの要望はあったが、学校への調整活動には至らなかった。</p>							

所属	中学校	性別	男子	発生場所	学校内外	関わった子ども	不明
<p>1 相談内容 ネットや SNS、ツイッターで、顔写真や実名まで出て誹謗中傷されて苦しんでいる。昼夜逆転してしまっているが学校には行っている。</p> <p>2 対応 警察には相談しているとの事であった。今後更に、専門の機関に相談しようという考えもあるようであった。また進学に関してはアドバイスをし終結となる。</p>							

所属	中学校	性別	男子	発生場所	学校内	関わった子ども	その他
<p>1 相談内容 重度のアレルギーがあり、安心して学校生活を送れないと不登校になる。</p> <p>2 対応 母親による相談の後、子ども本人から直接話を聞いたところ、担任からの不適切な対応があり、そのことが原因で傷つき不登校になった。いじめの案件ではなかったが、子ども自身も困っていたので、学校との調整に入った。 その後、母親自身が他機関に相談したことで終結となる。</p>							

所属	中学校	性別	女子	発生場所	学校内	関わった子ども	不明
<p>1 相談内容 文房具等、所持品が無くなったりすることが何回か続いている。その都度担任や部活動顧問と探し見つかる。表立ったいじめはないがストレスを感じている。</p> <p>2 対応 相談にこられた時には問題は解決していたが、引き続き起こるようならきちんとどのような経路で起きているのかの確認をしてもらうこと。また毎回同じ同級生の場所から発見されていることから、そこに何か原因があるのではないかと引き続き担任や学校と相談しながら見守っていくことで終結した。 相談履歴を残すことも目的のひとつであった。</p>							

所属	中学校	性別	男子	発生場所	学校内	関わった子ども	同級生、上級生
<p>1 相談内容 同級生や上級生からの暴言や暴力があり、体調を崩し病院に通院中である。学校には行っているが、部活は休部している。</p> <p>2 対応 両親は学校に伝えるべきことは伝えているし、学校もしっかり対応している。今後も学校と話し合い、必要な対応をしてもらうことが大事であり、このことは教育委員会へも相談することを勧め終結となる。</p> <p>その後、教育委員会に相談に行った。</p>							

## 5 面接相談に至らなかったケースへの対応

所属	不明	性別	男子	発生場所	学校内	関わった子ども	上級生
<p>今現在は成人しているが、過去にあったいじめにより現在も引きこもりであるとの話であった。成人しているとの事で、話を聞くことで終了した。</p>							

所属	小学校	性別	女子	発生場所	学校内	関わった子ども	同級生
<p>仲良しグループからの仲間はずれや暴言についての相談に対し、面接相談を案内したが、面接相談は希望されなかったので、担任と相談しながら連携し見守っていく方法もあると説明したところ、相談者が納得し安心され終了した。</p>							

所属	小学校	性別	女子	発生場所	学校内	関わった子ども	同級生
<p>転校後、同級生からの暴言により、学校に行くのを怖がり嫌がるようになった。面接相談を案内したが、今現在学校は対応してくれているとのことなので、引き続き担任と話をし連携を取り見守っていく方法もあると説明したところ、今後も続くようなら、面接相談を希望するとのことでの終了した</p>							

所属	小学校	性別	男子	発生場所	学校内	関わった子ども	同級生
<p>数人の同級生から暴言や暴力を受け一度は解決したが、他クラスの子からも暴言や暴力を受けるようになったという相談に対し、面接相談を案内したが希望されず、学校全体で見守ってもらうよう、引き続き担任と話をしてみるということで終了した。</p>							

所属	中学校	性別	男子	発生場所	学校内外	関わった子ども	同級生
<p>匿名で子ども本人からの相談であった。物静かな話し方で具体的にいじめについて話をしていたが、突然通話が切れた。話の内容から教育委員会指導課と情報を共有し、メール等で各学校現場に周知する対応を依頼した。</p>							

所属	小学校	性別	女兒	発生場所	学校内	関わった子ども	同級生
<p>来庁による相談で、同級生から物が隠されたり暴力を受けているとのことであった。面接相談を勧め、相談者の都合が付き次第、予約をとることにしたが、そのまま連絡が無かった。</p>							

所属	小学校	性別	男子	発生場所	学校内	関わった子ども	その他
<p>母親からの相談の中で話された内容がいじめではなかったため、他機関を紹介し繋がった。(教育研究所芝園分室 教育相談室)</p>							

所属	中学校	性別	男子	発生場所	学校内	関わった子ども	同級生
<p>匿名で子ども本人からの相談であったが、ほとんど話さず、突然通話が切れた。</p>							

## 6 相談内容から見えてきた課題と今後の対応

### (1) 相談内容から見えてきた課題

相談者の殆どが保護者であり、相談内容は、学校に相談したが子どもの思いや保護者の思いを理解してもらえない、あるいは、学校に相談しても状況が変わらないというものであった。一方で、教員は子どものために何らかの対応をしているものも多いため、学校の対応を不十分不相当と判断することで、学校と保護者の間の距離は縮まらないことが見えてきた。学校と保護者の間に生じた溝、齟齬を埋めて行く取り組みが求められる。

### (2) 今後の対応

- ① 学校等の現場で早期にいじめを発見し、適切に対応することが重要であることから、本委員会委員による教員・生徒等を対象にした講演や研修等を実施し現場での対応力の向上を図る。
- ② 個別のケースについては、相談者の傷つきに寄り添いながら子ども本人のために一緒に考え、学校が子どもや保護者の苦しみ・傷つきを理解しなおして自ら対応を振り返り改善策を見出せるような調整活動を行う。
- ③ いじめ対応教員をはじめとした学校と委員会が、普段の学校の取り組みなどに関して連携できるよう、相互の交流を行う。
- ④ 潜在的ないじめのケースを相談に繋ぐため、より積極的な周知広報活動を実施し、委員会の認知向上を図る。

## 7 一年を振り返って

角南和子 委員長

中心に据えられるべきは子ども本人であるので、親からの相談であっても調整活動に入る場合には、必ず委員が子ども本人に会って意思を確認し、経過も本人に直接説明するようにしました。本人の思いを知らなければ調整の指針も定まらないし、本人に関わることは本人こそ知っておく権利があるとの理念（子どもの権利条約の意見表明権）によるものです。

調整の経過を聞いた子ども本人が、そのたびに物の見方や考えを整理し、先に進もうとしているのを見るにつけ、大人が介入することによる支援のあり方を学び直させられた気がしました。

今後扱う件数が増えても、子どもを中心に据えて、保護者と学校が同じ向きを向けるように調整していくという姿勢を堅持していきたいと思っています。

並木茂夫 委員

相談内容は、子供たちが多くの時間を過ごす学校での出来事が大半でした。私は教職員経験者の立場から、相談者との面談では学校の対応が見え、相談者以上に苛立ちを感じてしまうこともありました。中立的な立場ながら、どうしても学校側に立ちがちで、当初は悩まされました。しかし、いじめの相談を受ける中で、「いじめ」に苦しむ子どもに寄り添い、心を痛める親の思いを学校に繋げる役割を果たすことが、私の使命と思うようになりました。

委員の専門性の高い視点は、機会あるごとに教育関係者に発信していきたいと思っています。委員会運営では単に相談を受けるだけでなく、積極的に防止策を打ち出し学校等に働きかけていくことに、微力ながら尽力させていただく覚悟です。

児童精神科医として被害者、もしくは加害者の子供の傷つきを医療の現場から支えようと努力する一方で、目の前の子どもにとって良いと思われることが、相手の子どもや学校を傷つけることに繋がってしまうことはないのだろうか、という漠然とした疑問を感じて臨床を行うことは度々ありました。そんな折、「川口市いじめから子どもを守る委員会」の委員として中立的な立場からケースの相談に応じ、青少年対策室の方々とともに調整する立場で接するという経験を得たことは、非常に貴重なものと感じております。

相談に応じながら、医療現場よりも直接的で生々しい子どもの苦しみに接しつても家族の傷つきも甚だしく、しかも家族の方に寄り添う立場の人間が不足していることに気づかされた1年でした。学校も日々苦悩されており、子ども周辺の支援者をさらに外側から支える力が重要なのだと感じています。

来年度はこの気づきを活かし、より子供が安心して社会生活を送れるよう日々考えてゆきたいと思えます。

# 參考資料



○川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例

平成28年12月22日

条例第70号

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的施策（第10条・第11条）

第3章 いじめ対応教員（第12条—第14条）

第4章 川口市いじめから子どもを守る委員会（第15条—第31条）

第5章 雑則（第32条）

第6章 罰則（第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、すべての子どもは一人の人間としての尊厳及び人権を有する存在であり、いじめはこれを脅かし、侵害するものであるとの認識の下、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下これらを「いじめの防止等」という。）に関する市及び学校の責務、保護者、子ども関連団体及び関係機関等並びに市民の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等に関する施策の基本的事項及び所要の組織について定めること等によりいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、子どもは社会全体で育むものという理念を市民と共有し、地域社会を挙げて、子どもが将来に対して明るい希望が持てる環境の中で生活し、学び、及び健やかに成長することができるまちを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットその他の電気通信技術を用いる方法により行われる

ものを含む。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く。)及び高等専門学校をいう。

(3) 子ども 学校に在籍する児童及び生徒並びにこれらの者と等しくいじめの防止等の対象とすることが適当と認められる者をいう。

(4) 保護者 親権を有する者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者をいう。

(5) 子ども関連団体 放課後児童健全育成事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する事業をいう。)の受託事業者、地域スポーツクラブ(スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第21条に規定する住民が主体的に運営するスポーツ団体をいう。)又はスポーツ教室(子どもの参加があるものに限る。)、学習塾その他の子どもが参加する活動に係る事業を行うものをいう。

(6) 関係機関等 児童相談所、警察署、法務局その他のいじめの防止等に関する機関及び団体をいう。

(7) 市民 市内に住所を有し、在勤し又は在学する者をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等に関する施策は、全ての子どもが安全に、かつ、安心して成長し、子どもの最善の利益が実現できるよう、地域社会を挙げて実施されなければならない。

2 子どもは、人との豊かな人間関係を築き、互いに相手を尊重するものとする。

3 市、学校、保護者、子ども関連団体、関係機関等及び市民は、子どもは社会全体で育むものという認識を共有し、それぞれの責務又は役割を自覚し、主体的に行動することにより、いじめの防止等に地域社会を挙げて取り組むものとする。

(子ども及び保護者の相談)

第4条 子どもは、いじめを受け、いじめに関わり、又はいじめの事実を知った場合(いじめの疑いを認めた場合を含む。)には、学校、市、子ども関連団体又は

関係機関等に相談することができる。

- 2 子どもからいじめに関する相談を受けた学校、市、子ども関連団体又は関係機関等は、当該相談をした子どもが当該相談したことを理由としていじめを受けることがないように、最大限の注意を払わなければならない。
- 3 保護者は、いじめの事実を知った場合（いじめの疑いを認めた場合を含む。）には、子どもの意見を踏まえて、学校、市、子ども関連団体又は関係機関等に相談することができる。

（市の責務）

第5条 市は、いじめの防止等のための施策を推進するため、学校、保護者、子ども関連団体、関係機関等及び市民と連携して、いじめの防止等に取り組むものとする。

- 2 市は、市が設置する学校（以下「市立学校」という。）に対し、市が定める法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針及び当該学校が定める法第13条に規定する基本的な方針に基づき、いじめの防止等のための具体的な取組の状況を検証又は評価するものとする。
- 3 市は、いじめに関する相談を受け付けるための体制を整備し、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市は、いじめの防止等のための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（学校及び学校長をはじめとする教職員の責務）

第6条 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、自らのいじめの防止等に係る姿勢を示すこと並びに日常の学級づくり及び学習指導の充実が、子どもの教員に対する信頼を生み、子どもと子どもとのより良い関係の構築につながるとの見地に立ち、必要な措置を実施するよう努めるものとする。

- 2 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、当該学校のいじめ対策委員会（法第22条に規定する学校におけるいじめの防止等の対策のための組織をいう。以下同じ。）を中心に、学校全体でいじめの防止等に関する取組を推進するものとする。
- 3 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、平素から子どもの様子を細心

の注意をもって観察するように努め、いじめの事実の発見に取り組むものとする。

4 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、いじめの事実を知った場合には、当該学校がいじめ対策委員会を中心に、速やかに適切な対応を講じ、その内容を直ちに市に報告するものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、子どもの養育及び発達に責任を持つ立場であることを自覚するとともに、学校その他の機関からいじめの防止等について協力を求められた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

(子ども関連団体の役割)

第8条 子ども関連団体は、子どもが安全に、かつ、安心して過ごすことができる環境づくりに特に配慮するものとする。

2 子ども関連団体は、市、学校、保護者、市民又は関係機関等からいじめの防止等への協力を求められた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第9条 市民は、地域社会が子どもの成長を見守ることが全ての子どもの成長発達に資し、いじめの防止等に有効であることを認識し、市、学校、保護者、子ども関連団体又は関係機関等からいじめの防止等への協力を求められた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

(市の基本的施策)

第10条 市は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 子ども関連団体及び市民に対するいじめに関する理解を深めるための啓発活動
- (2) 市立学校の教職員に対するいじめの防止等のための対策に関する研修の実施
- (3) いじめの防止等を目的とする子どもの自主的活動に対する支援
- (4) いじめを受けた子ども及びいじめに関わった子どもの保護者に対するいじめの防止等のための適切な支援
- (5) いじめの相談及びいじめへの対応に関する支援を行うための指導主事(地方

教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項の指導主事をいう。））、教育相談支援員、子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者等の学校への派遣

- 2 教育委員会は、市立学校におけるいじめの防止等のための対策の実施状況、いじめへの対応状況等について調査、検証又は評価を行い、必要と認めるときは、当該市立学校に対し、いじめの防止等のために必要な措置について指導又は助言を行うものとする。

（学校の基本的施策）

第11条 学校は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) いじめの防止等を目的とする当該学校に在籍する子どもの自主的活動に対する支援
- (2) いじめの防止等のために行う他の学校との間における必要な情報の共有及び連携協力
- (3) 当該学校に在籍する子どもがいじめについて主体的に考え、行動するための力を育成する取組

### 第3章 いじめ対応教員

（選任）

第12条 市立学校は、当該市立学校におけるいじめの防止等に関する責任体制を確立するため、次条に規定する事項を担当する教員（以下「いじめ対応教員」という。）を置く。

- 2 いじめ対応教員は、当該市立学校の校長が任命する。

（職務）

第13条 いじめ対応教員は、校長の命を受け、次の事項を担当する。

- (1) いじめに関する情報を教職員で共有するために必要な措置を講ずること。
- (2) 子ども、保護者、子ども関連団体、市民等からのいじめ（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）に係る相談に応じ、助言その他の措置を速やかに行うための会合を開催すること。
- (3) いじめの防止等のための措置を講ずるため必要な場合には、いじめ対策委員会を招集すること。

- (4) いじめの事実があると疑われる場合において、いじめの事実の有無に関する調査をし、必要な措置を講ずること。
- (5) 子ども関連団体又は関係機関等に対し、いじめの防止等のために必要な措置及び協力を求めること。
- (6) 次章に定める川口市いじめから子どもを守る委員会その他の機関と連携して、いじめに関する調査又は調整活動を行い、これらの機関に協力すること。  
(いじめ対策委員会を招集する権限の付与等)

第14条 市立学校は、いじめ対応教員に対し、いじめ対策委員会を招集し、主宰する権限を付与する等いじめ対応教員がいじめの防止等のための適切な対策を講ずることができるよう必要な支援をしなければならない。

2 市立学校の教職員は、いじめの事実を認めたとき（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）は、いじめ対応教員に報告するとともに、いじめの防止等に関する対策に関しいじめ対応教員に協力するものとする。

#### 第4章 川口市いじめから子どもを守る委員会

(設置)

第15条 市は、いじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談に応じ、必要な調査、調整等を行うため、川口市いじめから子どもを守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) いじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) いじめに関する救済の申立てに基づき、いじめの事実の有無の調査、調整、勧告又は是正の要請を行うこと。
- (3) 市長に対し、いじめの再発防止及びいじめの問題の解決を図るための方策の提言等を行うこと。

(組織)

第17条 委員会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第18条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
  - (2) 子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者
  - (3) 学識経験者
- (委員の任期等)

第19条 委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解嘱することができる。
  - 4 委員は、非常勤とする。
- (委員長)

第20条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
  - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。
- (会議)

第21条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。
  - 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (権限の委任)

第22条 委員会は、第16条に掲げる事務に関し有する権限の一部を委員に行わせることができる。

(委員の義務)

第23条 委員は、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、市、学校等と相互に連携協力を図るものとする。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会への協力等)

第24条 市並びに学校及び教職員は、委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力するものとする。ただし、委員会の子どもへの調査に関する協力については、当該子どもに過度な負担が生じないよう配慮するものとする。

2 市又は学校若しくは教職員以外の者は、委員会の職務の遂行に協力するよう努めるものとする。

(相談及び救済の申立て)

第25条 何人も、委員会に対し、市内に住所を有し、在勤し又は在学する子どもに係るいじめ(いじめの疑いがある場合を含む。)に関する相談をし、いじめに関する救済の申立てをすることができる。

2 いじめに関する救済の申立ては、書面又は口頭で行うことができる。

(調査等)

第26条 委員会は、前条の規定により受けた相談について、必要があると認めるときは、相談をした者の意見を踏まえて、当該相談に係る子どもが在籍する学校等に対し、当該相談の内容について情報を提供するとともに、いじめの事実の有無について調査するよう求め、又は自ら調査することができる。

2 委員会は、前条の救済の申立て(以下「救済の申立て」という。)がされた場合には、調査をすることが明らかに適当でないときを除き、当該救済の申立てに係る子どもが在籍する学校等と共同して、当該救済の申立てに係る事実の有無について調査を行うものとする。ただし、当該救済の申立てに係る子どもからの要請がある場合その他共同して調査することが適当でない事情があると認めるときは、委員会は、単独で調査を行うことができる。

3 委員会は、救済の申立てが救済に係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において、その調査を行おうとするときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況等を考慮し、委員会が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査の方法)

第27条 委員会は、前条の調査のため必要があると認めるときは、救済の申立てに係る者に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録の閲覧若しく



は提出を要求し、又は救済の申立てに係る事実を明らかにするために適当な措置を講ずることができる。

- 2 委員会は、学校等と共同して調査を行っているときは、当該学校のいじめ対応教員の調査方法に関する意見を尊重するものとする。
- 3 委員会は、当該救済の申立てに関して調査の必要がないと認めたときは、調査を中止し、又は打ち切ることができる。この場合において、学校と共同して調査を行うときは、当該学校の同意を得るものとする。

(調整)

第28条 委員会は、調査の結果、必要があると認めるときは、学校と共同して又は単独で、いじめの防止等のための調整を行うものとする。

(勧告等)

第29条 委員会は、いじめの事実があったものと認める場合において、当該いじめを受けている子どもが在籍する学校又は市が当該いじめへの対応を適切に行っていないと認めるときは、当該学校又は市に対し、是正の措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 前項の勧告を受けた学校又は市は、これを尊重しなければならない。
- 3 委員会は、第26条若しくは第27条の調査又は前条の調整の活動の結果、必要があると認めるときは、いじめの再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を市長に対して行うことができる。

(是正等の要請)

第30条 委員会は、第26条若しくは第27条の調査又は第28条の調整の活動の結果、必要があると認めるときは、学校又は市以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができる。

(活動状況の報告及び公表)

第31条 委員会は、毎年の活動状況を市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による報告の内容を、市議会に報告し、及び市民に公表しなければならない。

## 第5章 雑則

(委任)

第 3 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 6 章 罰則

(罰則)

第 3 3 条 第 2 3 条第 2 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 5 3 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

## 川口市いじめから子どもを守る委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（平成28年条例70号。以下「条例」という。）第32条の規定に基づき、条例第15条に規定する川口市いじめから子どもを守る委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議)

第2条 委員会の会議は、公開しない。

### (身分証明書の携帯)

第3条 委員会の委員は、条例第26条の規定による調査又は条例第28条の規定による調整を行う場合においては、別記様式の身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

### (庶務)

第4条 委員会の庶務は、子ども部青少年対策室において処理する。

### (委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

身分証明書		第	号
氏名			
生年月日	年	月	日
上記の者は、川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例 第26条の規定による調査及び条例28条の規定による調整を行う 権限を有する者であることを証明する。			
年	月	日	
川口市長			印

川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（抜粋）  
（調査等）

第26条 委員会は、前条の規定により受けた相談について、必要があると認めるときは、相談をした者の意見を踏まえて、当該相談に係る子どもが在籍する学校等に対し、当該相談の内容について情報を提供するとともに、いじめの事実の有無について調査するよう求め、又は自ら調査することができる。

2 委員会は、前条の救済の申立て（以下「救済の申立て」という。）がされた場合には、調査をすることが明らかに適当でないときを除き、当該救済の申立てに係る子どもが在籍する学校等と共同して、当該救済の申立てに係る事実の有無について調査を行うものとする。ただし、当該救済の申立てに係る子どもからの要請がある場合その他共同して調査することが適当でない事情があると認めるときは、委員会は、単独で調査を行うことができる。

（調整）

第28条 委員会は、調査の結果、必要があると認めるときは、学校と共同して又は単独で、いじめの防止等のための調整を行うものとする。

川口市いじめから子どもを守る委員会規則（抜粋）  
（身分証明書の携帯）

第3条 委員会の委員は、条例第26条の規定による調査又は条例第28条の規定による調整を行う場合においては、別記様式の身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。